

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	町税徴収管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御浜町は、町税徴収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御浜町長

公表日

令和8年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町税及び保険料の徴収管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収事務を行っている。 ・納税者から納付された町税及び保険料の収納管理を行う。 ・納付書の再発行を行う。 ・町税及び保険料の口座振替に関する管理を行う。 ・過誤納付のある町税の還付及び充当を行う。 ・期限内に納付がない納税義務者に督促状を発送する。 ・町税の納付に関する問い合わせに対応する。 ・申請に基づき、納税証明書、完納証明書等を発行する。
③システムの名称	宛名・口座システム、収納管理システム、滞納管理システム、介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル (2) 収納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表24、44、85、100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号法第9条第1項及び別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第24条 ・国民健康保険法第113条の3、第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0505
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0510
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 本人からのマイナンバー取得の徹底 ・ 特定個人情報の記載がある申告書や報告書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申告書や報告書等の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDと生体認証による二重認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、定期的に監査も実施している。これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項	・番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	税務住民課	税務課	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	税務住民課長 山田 一成	税務課長	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	税務住民課	税務課	事後	
令和1年6月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	平成27年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成27年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	IVリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和8年8月17日	I 関連情報 ①事務の名称	町税徴収管理に関する事務	町税及び保険料の徴収管理に関する事務	事後	
令和8年8月17日	I 関連情報 ②事務の概要	町税条例及びその他町税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・納税者から納付された町税の収納管理を行う。 ・納付書の再発行を行う。 ・町税の口座振替に関する管理を行う。 ・過誤納付のある町税の還付及び充当を行う。 ・期限内に納付がない納税義務者に督促状を発送する。 ・町税の納付に関する問い合わせに対応する。 ・申請に基づき、納税証明書、完納証明書等を発行する。	地方税法等の規定に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収事務を行っている。 ・納税者から納付された町税及び保険料の収納管理を行う。 ・納付書の再発行を行う。 ・町税及び保険料の口座振替に関する管理を行う。 ・過誤納付のある町税の還付及び充当を行う。 ・期限内に納付がない納税義務者に督促状を発送する。 ・町税の納付に関する問い合わせに対応する。 ・申請に基づき、納税証明書、完納証明書等を発行する。	事前	
令和8年8月17日	I 関連情報 ②システムの名称	宛名・口座システム、収納管理システム	宛名・口座システム、収納管理システム、滞納管理システム、介護保険システム	事前	
令和8年9月14日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項及び別表第一24、44、86、100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第16条、第24条、第46条、第50条	事前	
令和8年9月14日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	総務課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0505	税務課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0510	事前	
令和8年9月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	R7.4.1	R8.9.1	事前	
令和8年9月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	R7.4.1	R8.9.1	事前	
令和8年9月14日	IVリスク対策 8.人手を介在させる業務	記載なし	個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底 ・特定個人情報の記載がある申告書や報告書等(USB メモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申告書や報告書等の廃棄	事前	
令和8年9月14日	IVリスク対策 11.人手を介在させる業務	記載なし	システムへのアクセスが可能な職員は、IDと指紋による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、定期的に監査も実施している。これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和8年10月9日	すべての項目	—	—	事前	標準準拠システムへの移行に伴う全面見直し

[illegible]